

内閣総理大臣  
鳩山由紀夫 殿

## 国際人権A規約の第13条2項Cの留保撤回に関する要請書

2010年3月15日

大学評価学会・国際人権A規約第13条問題  
特別委員会代表 重本直利（龍谷大学）

### 要請趣旨（以下の大学という表記には研究機関、短期大学を含む）

2004年4月1日より、文部科学省によって認証された評価機関による大学評価が法的に義務づけられました。言うまでもなく大学評価は教育・研究のありように直結するものです。また、学問の自由、それに基礎づけられた大学の自治の根幹に関わるものです。認証評価機関による評価、その他の評価機関による外部評価を含め大学評価のあり方は、今後の大学の帰趨を決する大きな課題と言えます。この評価にあたって、まず何よりも問われるべきは、その基礎的条件（土台）としての高等教育予算の評価です。周知のようにGDPにしめる日本の高等教育予算は、OECD諸国にくらべ著しく劣っており、速やかにGDP1.0%水準の確保が求められています。また、この高等教育予算の低さは、国公私立大学の授業料を平均すると世界一の高さになり、国民の教育負担はすでに限度を超えています。1966年12月に国連において採択された国際人権A規約第13条2項Cの「高等教育の漸進的無償化」について、日本国は依然として留保しています（なお同規約批准国中、他の留保国はマダガスカル一国のみです）。2001年における国連の「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の最終見解—日本—」では、日本政府に対して、この「高等教育の漸進的無償化」について、留保撤回に向けてとった具体的な措置を2006年6月30日までに報告することを求めました。しかし、昨年12月に国連の社会権規約委員会に提出された「政府報告書」では、「留保」撤回の意思は示されておりません。また、依然として日本政府および文部科学省はこのための具体的な措置を講じておりません。

第174通常国会の施政方針演説（1月29日）で鳩山由紀夫首相は、「すべての意志ある若者が教育を受けられるよう、高校の実質無償化を開始します。国際人権規約における高等教育の段階的な無償化条項についても、その留保撤回を具体的な目標とし、教育の格差をなくすための検討を進めます」と述べました。大学の教育・研究の具体的営みおよびその評価は、大学の基礎的条件と密接不可分であります。すみやかに、国際人権A規約第13条2項Cの留保撤回および大学の教育・研究の基礎的条件の整備に向けた具体的な措置を講ずることを求めるものです。

### 要請内容

- 1) 大学の教育・研究に資する高等教育予算の GDP 比率が先進諸国水準を大きく下回っていることには、大学評価にあたっての基礎的条件が大きく損なわれていると言えます。早急に先進諸国並の水準を実現するよう求めます。具体的には、今後数年の間に、GDP 比率 1.0%の達成に向けての数値目標および年次達成目標を設け積極的に取り組んでもらいたい。
- 2) 「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(1966 年 12 月国連総会採択) 第 13 条 2 項 C の「高等教育における無償教育の漸進的導入」に対する日本政府の留保をすみやかに撤回し批准してもらいたい。
- 3) また、上記の留保撤回と批准の後、国公立大学の現行納付金(入学金、授業料等)の「漸進的無償化」にむけての年次毎の数値目標が設定され、それが実現されるような行政上の具体的な措置を講ずることを求めます。

以上